宮内庁訓令第5号

宮内庁行政文書管理規則を次のように定める。

平成23年4月1日

室内庁長官 羽毛田 信吾 最終改正 令和7年3月24日宮内庁訓令第6号

宮内庁行政文書管理規則 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、宮内庁における行政文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 行政文書 宮内庁の職員が職務上作成し、又は取得した文書(図画及び電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で 作られた記録をいう。)を含む。以下同じ。)であって、宮内庁の職員が組織的に用 いるものとして、宮内庁が保有しているもの。ただし、法第2条第4項各号に掲げる ものを除く。
 - (2) 行政文書ファイル等 宮内庁における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の 適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間を同じくす ることが適当であるものに限る。)を一の集合物にまとめたもの(以下「行政文書フ ァイル」という。)及び単独で管理している行政文書
 - (3) 行政文書ファイル管理簿 宮内庁における行政文書ファイル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿
 - (4) 文書管理システム 文書管理業務の業務・システム最適化計画(平成19年4月1 3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき整備された政府全体 で利用可能な文書管理システム

第2章 管理体制

(総括文書管理者)

- 第3条 宮内庁に総括文書管理者1名を置く。
- 2 総括文書管理者は、審議官をもって充てる。
- 3 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
- (2) 行政文書の管理に関する内閣府との調整及び必要な改善措置の実施
- (3) 行政文書の管理に関する研修の実施
- (4) 組織の新設・改正・廃止に伴う必要な措置
- (5) 行政文書ファイル保存要領その他この規則の施行に関し必要な細則の整備
- (6) その他行政文書の管理に関する事務の総括

(公文書監理官)

第3条の2 長官官房に置く公文書監理官は、総括文書管理者の職務を助け、及び公文書 管理に係る通報の処理に関する事務を行うものとする。

(副総括文書管理者)

- 第4条 宮内庁に副総括文書管理者1名を置く。
- 2 副総括文書管理者は、長官官房秘書課長をもって充てる。
- 3 副総括文書管理者は、第3条第3項各号に掲げる事務について、総括文書管理者を補 佐するものとする。

(文書管理者)

- 第5条 総括文書管理者は、所掌事務に関する文書管理の実施責任者として、文書管理者 を指名する。
- 2 文書管理者は、その管理する行政文書について、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 保存
 - (2) 保存期間が満了したときの措置の設定
 - (3) 行政文書ファイル管理簿への記載
 - (4) 移管又は廃棄(移管・廃棄簿への記載を含む。)等
 - (5) 管理状況の点検等
 - (6) 第9条から第11条までの規定に基づく行政文書の作成、第14条の規定に基づく標準文書保存期間基準(以下「保存期間表」という。)の作成等による行政文書の整理をの他行政文書の管理に関する職員の指導等

(文書管理担当者)

- 第6条 文書管理者は、その職務を補佐する者として文書管理担当者を指名する。
- 2 文書管理者は、文書管理担当者を指名後、速やかに総括文書管理者に氏名等を報告し なければならない。

(監査責任者)

- 第7条 宮内庁に監査責任者1名を置く。
- 2 監査責任者は、公文書監理官をもって充てる。
- 3 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものとする。

(職員の責務)

第8条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び訓令等並びに総括文書管理者及び文書管理者の指示に従い、行政文書を適正に管理しなければならない。

第3章 作成

(文書主義の原則)

第9条 職員は、文書管理者の指示に従い、法第4条の規定に基づき、法第1条の目的の 達成に資するため、宮内庁における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに宮内庁の事 務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案 が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

(文書の作成等)

- 第10条 別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の行政文書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。
- 2 前条の文書主義の原則に基づき、宮内庁内部の打合せや宮内庁外部の者との折衝等を 含め、別表第1に掲げる事項に関する業務に係る政策立案や事務及び事業の実施の方針 等に影響を及ぼす打合せ等(以下「打合せ等」という。)の記録については、文書を作 成するものとする。
- 3 歴史的緊急事態(国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。)に対応するために行われた業務については、軽微なものを除き、将来の教訓として極めて重要であり、保存期間満了時には原則として宮内公文書館へ移管する文書として、記録を作成するものとする。
- 4 法令等の定めにより紙媒体での作成・保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により作成又は取得することを基本とする。

(適切・効率的な文書作成)

- 第11条 文書の作成に当たっては、文書の正確性を確保するため、その内容について原則として複数の職員による確認を経た上で、文書管理者が確認するものとする。作成に関し、部局長等上位の職員から指示があった場合は、その指示を行った者の確認も経るものとする。
- 2 宮内庁の外部の者との打合せ等の記録の作成に当たっては、宮内庁の出席者による確認を経るとともに、可能な限り、当該打合せ等の相手方(以下「相手方」という。)の発言部分等についても、相手方による確認等により、正確性の確保を期するものとする。ただし、相手方の発言部分等について記録を確定し難い場合は、その旨を判別できるように記載するものとする。

- 3 文書の作成に当たっては、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)、現代仮名遣い (昭和61年内閣告示第1号)、送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)及び 外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)等により、分かりやすい用字用語で的確かつ 簡潔に記載しなければならない。
- 4 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、電子掲示板等を活用し職員の利用に供するものとする。

第4章 整理

(職員の整理義務)

- 第12条 職員は、作成又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。
- 2 職員は、相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物(行政文書ファイル)にま とめなければならない。
- 3 職員は、前項の行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間 及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

(行政文書ファイル等の分類・名称)

第13条 行政文書ファイル等は、事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的(三段階の階層構造)に分類(別表第1に掲げられた業務については、同表を参酌して分類)し、分かりやすい名称を付さなければならない。

(保存期間)

- 第14条 文書管理者は、別表第1を踏まえ、保存期間表を定め、これを公表しなければならない。
- 2 文書管理者は、保存期間表を定め、又は改定した場合は、総括文書管理者に報告するものとする。
- 3 第12条第1項の保存期間の設定については、保存期間表に従い、行うものとする。
- 4 第12条第1項の保存期間の設定及び保存期間表においては、法第2条第6項に定める歴史公文書等(以下「歴史公文書等」という。)に該当するとされた行政文書にあっては、1年以上の保存期間を定めるものとする。
- 5 第12条第1項の保存期間の設定及び保存期間表においては、歴史公文書等に該当しないものであっても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする。
- 6 第12条第1項の保存期間の設定においては、前2項の規定に該当するものを除き、 保存期間を1年未満とすることができる(例えば、次に掲げる類型に該当する文書。)。
 - (1) 別途、正本が管理されている行政文書の写し
 - (2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等

- (3) 出版物や公表物を編集した文書
- (4) 宮内庁の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
- (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
- (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
- (7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書
- 7 第12条第1項の保存期間の設定においては、通常は1年未満の保存期間を設定する 類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的 な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するもの とする。
- 8 第12条第1項の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日(以下「文書作成取得日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日又は文書作成取得日の属する年度の翌年度の4月1日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 9 第12条第3項の保存期間は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。
- 10 第12条第3項の保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日(以下「ファイル作成日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって、4月1日以外の日又はファイル作成日の属する年度の翌々年度の4月1日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 11 第3項、第8項及び第9項の規定にかかわらず、文書管理者は、行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、行政文書ファイルの保存期間の起算日以後に作成し、 又は取得した行政文書であって当該行政文書ファイルに係る事務又は事業に附帯する事 務又は事業に関するものについて、保存期間を文書作成取得日から当該行政文書ファイルの保存期間の満了する日までとし、当該行政文書ファイルにまとめることができる。
- 12 第8項及び第10項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。

第5章 保存

(行政文書ファイル保存要領)

第15条 総括文書管理者は、行政文書ファイル等の適切な保存に資するよう、行政文書ファイル保存要領を作成するものとする。

- 2 行政文書ファイル保存要領には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 紙文書の保存場所及び方法
 - (2) 電子文書の保存場所及び方法
 - (3) 引継手続
 - (4) その他適切な保存を確保するための措置 (保存)
- 第16条 文書管理者は、行政文書ファイル保存要領に従い、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保存しなければならない。ただし、他の文書管理者等に引き継いだ場合は、この限りでない。
- 2 行政文書については、法令等の定めにより紙媒体での保存が義務付けられている場合、 電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により体系的 に管理することを基本とする。

(集中管理の推進)

第17条 宮内庁における行政文書ファイル等の集中管理については、総括文書管理者が 定めるところにより、推進するものとする。

第6章 行政文書ファイル管理簿

(行政文書ファイル管理簿の調製及び公表)

- 第18条 総括文書管理者は、宮内庁の行政文書ファイル管理簿について、公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年政令第250号。以下「施行令」という。)第11条の規定に基づき、文書管理システムをもって調製するものとする。
- 2 行政文書ファイル管理簿は、インターネットで公表するとともに、あらかじめ定めた 事務所に備えて一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め、又は変更した場合には、 当該事務所の場所を官報で公示しなければならない。

(行政文書ファイル管理簿への記載)

- 第19条 文書管理者は、少なくとも毎年度1回、管理する行政文書ファイル等(保存期間が1年以上のものに限る。)の現況について、施行令第11条第1項各号に掲げる事項を行政文書ファイル管理簿に記載しなければならない。
- 2 文書管理者は、前項の記載に当たっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)第5条各号に規定する不開示情報に該当する場合には、当該不開示情報を明示しないようにしなければならない。
- 3 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、宮内公文書館に移 管し、又は廃棄した場合は、当該行政文書ファイル等に関する行政文書ファイル管理簿 の記載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日等について、総括文書管理者 が調製した移管・廃棄簿に記載しなければならない。

第7章 保存期間の延長、移管、廃棄

(保存期間が満了したときの措置)

- 第20条 文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表第2に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、法第5条第5項の保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。
- 2 前項の措置は、行政文書ファイル管理簿への記載により定めるものとし、定める際は 総括文書管理者の確認を得るものとする。
- 3 総括文書管理者は、前項の確認を行う際には宮内公文書館及び独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」という。)の専門的技術的助言を求めるものとし、助言の内容に沿って、文書管理者は、第1項の措置の変更等の必要な対応を行うものとする。ただし、保存期間3年以下の行政文書ファイル等については、当該助言を求めることなく前項の確認を行えることとし、確認後、保存期間満了時の措置に従って、適宜第22条第2項の内閣府への協議又は移管に必要な手続を行うものとする。

(保存期間の延長)

- 第21条 文書管理者は、施行令第9条第1項に掲げる場合にあっては、同項に定めると ころにより、行政文書ファイル等を保存し続けなければならない。
- 2 文書管理者は、施行令第9条第2項の規定に基づき、保存期間を延長することができる。

(移管又は廃棄)

- 第22条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第20条第1項の規定により定めた措置に基づき、宮内公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。
- 2 文書管理者は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、総括文書管理者を通じ内閣府に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣府の同意が得られないときは、当該文書管理者は、総括文書管理者を通じ内閣府と協議の上、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定し、又は宮内公文書館に移管するものとする。
- 3 文書管理者は、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等であって、第14条第6項各号に該当しないものについて、保存期間が満了し、廃棄しようとするときは、第14条第4項、第5項及び第7項に該当しないかを確認した上で、廃棄するものとする。この場合、宮内庁は、あらかじめ定めた一定の期間の中で、本規定に基づき、どのような類型の行政文書ファイル等についていつ廃棄したのかを記録し、当該期間終了後速やかに一括して公表するものとする。
- 4 文書管理者は、第1項の規定により移管する行政文書ファイル等に、法第16条第1

項第1号に掲げる場合に該当するものとして宮内公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、宮内公文書館に意見を提出しなければならない。その場合には、利用制限を行うべき情報が含まれている旨及び利用制限を行うべき理由について、記載するものとする。なお、利用請求に際し、宮内公文書館からの確認があった場合は、必要な対応を行うものとする。

- 5 文書管理者は、行政文書ファイル等を宮内公文書館に移管する際、電子文書のパスワードの解除、利用可能な電子ファイル形式への変換等、国民の利用に供することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 6 総括文書管理者は、内閣府から、法第8条第4項の規定により、行政文書ファイル等 について廃棄の措置をとらないように求められた場合には、必要な措置を講ずるものと する。

第8章 点検、監査及び管理状況の報告等

(点検及び監査)

- 第23条 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行い、その結果を総括文書管理者及び公文書監理官に報告しなければならない。
- 2 監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行い、 その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
- 3 総括文書管理者及び公文書監理官は、点検又は監査の結果等を踏まえ、行政文書の管理について必要な措置を講ずるものとする。

(紛失等への対応)

- 第24条 文書管理者は、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、 直ちに総括文書管理者及び公文書監理官に報告しなければならない。
- 2 総括文書管理者及び公文書監理官は、前項の報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、事案の内容、影響等に応じて、宮内庁 長官に報告し、公表等の措置を講ずるものとする。

(管理状況の報告等)

- 第25条 総括文書管理者は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理状況について、毎年度、内閣府に報告するものとする。
- 2 総括文書管理者は、法第9条第3項又は第4項の規定による求め及び実地調査が行われる場合には、必要な協力を行うものとする。
- 3 総括文書管理者は、内閣府から法第31条の規定による勧告があった場合には、必要な措置を講ずるものとする。

第9章 研修

(研修の実施)

第26条 総括文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に行うため に必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。 また、総括文書管理者は、各職員が少なくとも毎年度1回、研修を受けられる環境を提 供しなければならない。文書管理者は、各職員の受講状況について、総括文書管理者に 報告しなければならない。

(研修への参加)

第27条 文書管理者は、総括文書管理者、宮内公文書館及び国立公文書館その他の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。また、職員は、適切な時期に研修を受講しなければならない。

第10章 秘密文書等の管理

(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)

第28条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条 第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書につい ては、この規則に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成 26年政令第336号)及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し 統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)に基づき管理する ものとする。

(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)

- 第29条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち 秘密保全を要する行政文書(特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘 密文書」という。)については次に掲げるとおり管理するものとする。
 - (1) 秘密文書は、次の種類に区分し、指定する。
 - イ 極秘文書 秘密保全の必要が高く、その漏えいが国又は皇室の安全又は利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書
 - ロ 秘文書 極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の行政文書
 - (2) 秘密文書の指定は、極秘文書については次長が、秘文書については各部局長(審議官、宮務主管、皇室経済主管、皇室医務主管、長官官房秘書課長及び長官官房総務課長並びに施設等機関及び地方支分部局の長並びに宮内庁病院長を含む。)が期間(極秘文書については5年を超えない範囲内の期間とする。次号において同じ。)を定めてそれぞれ行うものとし(以下これらの指定をする者を「指定者」という。)、その指定は必要最小限にとどめるものとする。
 - (3) 指定者は、秘密文書の指定期間(この規定により延長した指定期間を含む。以下同じ。)が満了する時において、満了後も引き続き秘密文書として管理を要すると認め

るときは、期間を定めてその指定期間を延長するものとする。また、指定期間は、通じて当該行政文書の保存期間を超えることができないものとする。

- (4) 秘密文書は、その指定期間が満了したときは、当該指定は、解除されたものとし、 また、その期間中、指定者が秘密文書に指定する必要がなくなったと認めるときは、 指定者は、速やかに秘密文書の指定を解除するものとする。
- (5) 指定者は、秘密文書の管理について責任を負う者を秘密文書管理責任者として指名するものとする。
- (6) 秘密文書は、秘密文書を管理するための簿冊において管理するものとする。
- (7) 秘密文書には、秘密文書と確認できる表示を付すものとする。
- (8) 総括文書管理者は、秘密文書の管理状況について、毎年度、宮内庁長官に報告するものとする。
- (9) 他の行政機関に秘密文書を提供する場合には、あらかじめ当該秘密文書の管理について提供先の行政機関と協議した上で行うものとする。
- (10) 総括文書管理者は、この規則の定めを踏まえ、秘密文書の管理に関し必要な事項の細則を規定する秘密文書の管理に関する要領を定めるものとする。

第11章 補則

(特別の定め)

第30条 法以外の法律及びこれに基づく命令の規定により、行政文書の分類、作成、保存、移管、廃棄その他の行政文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあっては、当該事項については、当該法律及びこれに基づく命令の定めるところによることとする。

(文書管理の細則の制定)

第31条 この規則の実施について必要な事項は、総括文書管理者が定める。

附則

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(宮内庁文書管理規程の廃止)

第2条 宮内庁文書管理規程(平成13年宮内庁訓令第2号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この訓令において文書管理システムを使用して実施する事項については、同システムが導入され実施可能となるまでの間は、なお従前の例によるものとする。

附 則(平成26年7月1日宮内庁訓令第4号)

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日宮内庁訓令第5号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日宮内庁訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日宮内庁訓令第4号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月17日宮内庁訓令第5号)

この訓令は、令和2年7月20日から施行する。

附 則(令和4年3月28日宮内庁訓令第2号)

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この訓令による改正後の宮内庁行政文書管理規則(以下「新規則」という。)第 14条第8項の規定は文書作成取得日が令和3年4月1日以後である行政文書について、 同条第10項の規定はファイル作成日が同日以後である行政文書ファイルについて、そ れぞれ適用する。
- 第3条 新規則第14条第11項の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1日以後である行政文書について適用する。
- 第4条 新規則別表第1の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1日以後である行政文書について適用する。ただし、文書管理者が行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、文書作成取得日が同日前である行政文書について、同表を踏まえて定めた保存期間表に従い保存期間を設定することができる。

附 則(令和6年3月28日宮内庁訓令第4号)

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この訓令による改正後の宮内庁行政文書管理規則第20条第3項及び別表第2の 2(6)の①のただし書の規定は、文書管理システムが改修された当該日の属する年度の翌 年度の4月1日から施行することとする。

附 則(令和7年3月24日宮内庁訓令第6号)

この訓令は、官報の発行に関する法律(令和5年法律第85号)の施行の日(令和7年4月1日)から施行する。

別表第1 行政文書の保存期間基準

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政 文書の類型(施行令 別表の該当項)	保存期間	具体例			
法令	法令の制定又は改廃及びその経緯							
1	法律の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書(一 の項イ)	20年	・基本方針・基本計画・条約その他の国際約束・大臣指示・政務三役会議の決定			
			②立案の検討に関す る審議会等文書(一の項イ)		 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 			
			③立案の検討に関す る調査研究文書(一の項イ)		・外国・地方公共団 体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者 のヒアリング			
		(2)法律案の審 査	法律案の審査の過程 が記録された文書(一の項ロ)		・法制局提出資料 ・審査録			
		(3)他の行政機関への協議	行政機関協議文書(一の項ハ)		・各省への協議案・各省からの質問・意見・各省からの質問・意見に対する回答			

		(4)閣議	閣議を求めるための 決裁文書及び閣議に 提出された文書(一 の項ニ)		・5点セット(要綱 、法律案、理由、 新旧対照条文及び 参照条文)・閣議請議書・案件表・配布資料
		(5)国会審議	国会審議文書(一の項へ)		・議員への説明・趣旨説明・想定問答・答弁書・国会審議録・内閣意見案・同案の閣議請議書
			官報公示に関する文 書その他の公布に関 する文書(一の項ト)		・官報 ・公布裁可書(御署 名原本)
		(7)解釈又は運 用の基準の 設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書(一の項チ)		・外国・地方公共団 体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者 のヒアリング
			②解釈又は運用の基準の設定のための 決裁文書(一の項 チ)		・逐条解説・ガイドライン・訓令、通達又は告示・運用の手引
2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)締結の検討	①外国(本邦の域外 にある国又は地域 をいう。)との交 渉に関する文書及 び解釈又は運用の 基準の設定のため	30年	・交渉開始の契機 ・交渉方針 ・想定問答 ・逐条解説

		_ >1. +5 1. +> /		
		の決裁文書(二の		
		項イ及び二)		
		②他の行政機関の質		・各省への協議案
		問若しくは意見又		・各省からの質問・
		はこれらに対する		意見
		回答に関する文書		・各省からの質問・
		その他の行政機関		意見に対する回答
		への連絡及び当該		
		行政機関との調整		
		に関する文書(二		
		の項ロ)		
		③条約案その他の国	†	・外国・地方公共団
		際約束の案の検討		体・民間企業の状
		に関する調査研究		
		文書及び解釈又は		・関係団体・関係者
		運用の基準の設定		のヒアリング
		のための調査研究		・情報収集・分析
		文書(二の項ハ及		113 100 10314 94 101
		び二)		
		,		
	(2)条約案の審	条約案その他の国際		・法制局提出資料
	査	約束の案の審査の過		・審査録
		程が記録された文書		
		(二の項ハ)		
	(O) HH = **	,	0.05.	111275 27: 27: 21:
	(3)閣議	閣議を求めるための	20年(・閣議請議書
		決裁文書及び閣議に	保存期間	・案件表
		提出された文書(二	満了時の	・配布資料
		の項二)	措置を廃	
	(4)国会審議	国会審議文書(二の	棄の措置	・議員への説明
		項二)	と定めた	・趣旨説明
			文書(経	・想定問答
			済協力関	・答弁書
			係等で定	・国会審議録
			型化し、	
	(5)締結	条約書、批准書その	重要性が	・条約書・署名本書
		他これらに類する文	ないもの	・調印書

			書(二の項ホ) 官報公示に関する文 書その他の公布に関 する文書(二の項二))につい ては30 年)	・批准・受諾書 ・批准書の寄託に関する文書 ・官報 ・公布裁可書(御署名原本)
3	政令の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書(一の項イ)	20年	・基本方針・基本計画・条約その他の国際約束・大臣指示・政務三役会議の決定
			②立案の検討に関す る審議会等文書(一の項イ)		 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終 終報告、建議、提言
			③立案の検討に関す る調査研究文書(一の項イ)		・外国・地方公共団 体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者 のヒアリング
		査 (3)意見公募手	政令案の審査の過程 が記録された文書(一の項ロ) 意見公募手続文書(一の項ハ)		・法制局提出資料 ・審査録 ・政令案 ・趣旨、要約、新旧 対照条文、参照条 文

		(4)他の行政機関への協議	行政機関協議文書(一の項ハ)		 ・意見公募要領 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答
		(5)閣議	閣議を求めるための 決裁文書及び閣議に 提出された文書(一 の項ニ)		・5点セット(要綱、政令案、理由、新旧対照条文及び参照条文)・閣議請議書・案件表・配布資料
			官報公示に関する文書その他の公布に関する文書(一の項ト)		・官報 ・公布裁可書(御署 名原本)
		(7)解釈又は運 用の基準の 設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書(一の項チ) ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書(一の項チ)		・外国・地方公共団体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示
4	内閣府令、 省令その他 の規則の制	(1)立案の検討	①立案基礎文書(一 の項イ)	20年	・運用の手引 ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際

定又は改廃及びその経緯		②立案の検討に関す る審議会等文書(一の項イ)	約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間報告、最終報告、提言
		③立案の検討に関す る調査研究文書(一の項イ)	・外国・地方公共団 体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者 のヒアリング
	(2)意見公募手続	意見公募手続文書(一の項ハ)	 ・府令案・省令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由
	(3)制定又は改 廃	内閣府令、省令その 他の規則の制定又は 改廃のための決裁文 書(一の項ホ)	・府令案・省令案・ 規則案・理由、新旧対照条 文、参照条文
	(4)官報公示 (5)解釈又は運 用の基準の 設定	官報公示に関する文書(一の項ト) ①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書(一	・官報・外国・地方公共団体・民間企業の状況調査

			の項チ)		・関係団体・関係者 のヒアリング
			 ②解釈又は運用の基		 ・逐条解説
			準の設定のための		・ガイドライン
			決裁文書(一の項		・訓令、通達又は告
			チ)		示
			,		・運用の手引
閣議	<u> </u> 、関係行政機	L _と 関の長で構成:	 される会議又は省議(<u> </u> これらに準	ずるものを含む。)
の決	定又は了解及	なびその経緯			
5	閣議の決定	(1)予算に関す	①閣議を求めるため	20年	・歳入歳出概算
	又は了解及	る閣議の求	の決裁文書及び閣		・予算書(一般会計
	びその経緯	め及び予算	議に提出された文		・特別会計・政府
		の国会提出	書(三の項イ)		関係機関)
		その他の重			・概算要求基準等
		要な経緯			・閣議請議書
					・案件表
					・配布資料
			②予算その他国会に		・予算書(一般会計
			提出された文書(・特別会計・政府
			三の項ハ)		関係機関)
					・予算参考資料
		(2)決算に関す	①閣議を求めるため		・決算書(一般会計
		る閣議の求	の決裁文書及び閣		・特別会計・政府
		め及び決算	議に提出された文		関係機関)
		の国会提出	書(三の項イ)		・調書
		その他の重			・予備費使用書
		要な経緯			・閣議請議書
					・案件表
					・配布資料
			②決算に関し、会計		・決算書(一般会計
			検査院に送付した		・特別会計・政府
			文書及びその検査		関係機関)
			を経た文書(三の		(※会計検査院保有
			項口)		のものを除く。)
1	l			1	

	③歳入歳出決算その 他国会に提出され	・決算書(一般会計 ・特別会計・政府
	た文書(三の項ハ	関係機関)
)	
(3)質問主意書	①答弁の案の作成の	・法制局提出資料
に対する答	過程が記録された	・審査録
弁に関する	文書 (四の項イ)	
閣議の求め	仏閣譲を氷めるため	・答弁案
及び国会に	の伏茲又音及の阁	・閣議請議書
対する答弁	譲に掟出された乂	・案件表
その他の重要な経緯	書 (四の項ロ)	・配布資料
文·6/江/平	③答弁が記録された	・答弁書
	文書(四の項ハ)	
(4)基本方針、	①立案基礎文書(五	・基本方針
基本計画、	の項イ)	・基本計画
白書その他	1	・条約その他の国際
の閣議に付	•	約束
された案件		・大臣指示
に関する立		・政務三役会議の決
案の検討及		定
び閣議の求	の士安の投計は明よ	- 開催経緯
めその他の	ママギへケナキ /	• 諮問
重要な経緯	しての度り	
(1の項か		
ら4の項ま		・中間答申、最終答
で及び5の 項(1)から(3		申、中間報告、最
サイカック はでに掲げ		終報告、建議、提
るものを除		言
く。)	`	
	③立案の検討に関す	・外国・地方公共団
	る調査研究文書(体・民間企業の状
	五の項イ)	況調査
		・関係団体・関係者
		のヒアリング
		・任意パブコメ

		⑤閣議を求めるため の決裁文書及び閣 議に提出された文 書(五の項ハ)		意見 ・各省からの質問・ 意見に対する回答 ・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議請議書 ・案件表
				・配布資料
6 関関成議準をのての了の 関のさ(ず含項同決解経	で構 の長で構成さる会議の決れる会議の決定又は了解にもの 関する立案の検討及び他の おい 協議その他の 取は 重要な経緯	解に係る案の立案 基礎文書 (六の項 イ) ②会議の決定又は了 解に係る案の検討	10年	・基本計画・条約東 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

			⑤会議の決定又は了 解の内容が記録さ		・決定・了解文書
			れた文書(六の項		
			ハ)		
			, ,		
7	省議(これ	省議の決定又	①省議の決定又は了	10年	・基本方針
	に準ずるも	は了解に関す	解に係る案の立案		・基本計画
	のを含む。	る立案の検討	基礎文書(七の項		・条約その他の国際
	この項にお	その他の重要	イ)		約束
	いて同じ。	な経緯			・大臣指示
)の決定又				
	は了解及び		②省議の決定又は了		・外国・地方公共団
	その経緯		解に係る案の検討		体・民間企業の状
			に関する調査研究		況調査
			文書(七の項イ)		・関係団体・関係者
					のヒアリング
					 ・配布資料
			の資料として提出		・議事の記録
			された文書(七の		成争り記述
			項ロ)及び省議(
			国務大臣を構成員		
			とする省議に限る		
			。)の議事が記録		
			された文書		
			(人体学ではウサ) 1.フ		油点 フタッキ
			④省議の決定又は了		・決定・了解文書
			解の内容が記録さ		
			れた文書(七の項		
			<i>/</i> \)		
複数	 の行政機関に	こよる申合せ又 <i>(</i>	」 は他の行政機関若しく	 は地方公共	団体に対して示す基
	設定及びその				
8	複数の行政	複数の行政機	①申合せに係る案の	10年	・基本方針
	機関による	関による申合			・基本計画
	申合せ及び	せに関する立	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		・条約その他の国際
	その経緯	案の検討及び			約束
	く・ノ 小上小牛	他の行政機関			・総理指示
					\bros\元1日/1\

への協議その 他の重要な経 緯 ②申合せに係る案の 検討に関する調査 研究文書(八の項 イ) ・外国・地方公共団 体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者 のヒアリング ③申合せに係る案の 検討に関する行政 ・各省への協議案 ・各省からの質問・
研究文書 (八の項 / 沢調査 ・関係団体・関係者 のヒアリング (3) 申合せに係る案の 検討に関する行政 ・各省からの質問・
イ) ・関係団体・関係者のヒアリング ③申合せに係る案の検討に関する行政 ・各省への協議案・各省からの質問・
③申合せに係る案の 検討に関する行政 ・各省への協議案
検討に関する行政・各省からの質問・
検討に関する行政・各省からの質問・
機関協議文書(八 意見
の項イ) ・各省からの質問・
意見に対する回答
④他の行政機関との ・開催経緯
会議に検討のため・議事の記録
の資料として提出・配布資料
された文書及び当
該会議の議事が記
録された文書その
他申合せに至る過
程が記録された文
書(八の項ロ)
⑤申合せの内容が記・申合せ
録された文書(八
の項ハ)
9 他の行政機 基準の設定に ①立案基礎文書(九 10年 ・基本方針
関に対して関する立案のの項イ)・基本計画
示す基準の 検討その他の ・ 条約その他の国際
設定及びそ「重要な経緯」
の経緯・大臣指示
・政務三役会議の決
定
②立案の検討に関す ・開催経緯
る審議会等文書(・ 諮問
九の項イ) ・議事の記録

		③立案の検討に関す る調査研究文書(九の項イ)		・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・地方公共団体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
		④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書(九の項ロ)		・基準案
		⑤基準を他の行政機 関に通知した文書 (九の項ハ)		・通知
10	基準の設定に 関する立案の 検討その他の 重要な経緯	①立案基礎文書(九 の項イ)	10年	・基本方針・基本計画・条約その他の国際約束・大臣指示・政務三役会議の決定
		②立案の検討に関す る審議会等文書(九の項イ)		 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提該 言

			③立案の検討に関す		・外国・地方公共団
			る調査研究文書(体・民間企業の状
			九の項イ)		況調査
					・関係団体・関係者
					のヒアリング
			④基準を設定するた		・基準案
			めの決裁文書その		
			他基準の設定に至		
			る過程が記録され		
			た文書(九の項ロ		
)		
			-		
			⑤基準を地方公共団		・通知
			体に通知した文書		
			(九の項ハ)		
個人		エ 全利義務の得要	 及びその経緯		
11	個人の権利	(1)行政手続法	①立案の検討に関す	10年	・開催経緯
	義務の得喪	(平成5年	る審議会等文書(・諮問
	及びその経	法律第88号	十の項)		・議事の記録
	緯)第2条第			・配布資料
		8号ロの審			・中間答申、最終答
		査基準、同			申、中間報告、最
		号ハの処分			終報告、建議、提
		 基準、同号			言
		二の行政指			
		導指針及び	②立案の検討に関す	•	・外国・地方公共団
		同法第6条	る調査研究文書(体・民間企業の状
		の標準的な	十の項)		況調査
		期間に関す			・関係団体・関係者
		る立案の検			のヒアリング
		討その他の			
		重要な経緯	③意見公募手続文書		・審査基準案・処分
		上久 3 1年1年	(十の項)		基準案・行政指導
					指針案
					・意見公募要領
					・提出意見
					・提出意見を考慮し
		1			

	④行政手続法第2条 第8号ロの審査基準、同号ハの処分 基準及び同号二の 行政指導指針を定めるための決裁⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁		た結果及びその理由 ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・標準処理期間案
第2条第3 号の許認可 等(以下「	文書(十の項) 許認可等をするため の決裁文書その他許 認可等に至る過程が 記録された文書(十 一の項)	宮内公文	・審査案・理由
第2条第4 号の不利益	が記録された文書(処分がさ れる日に 係る特定 日以後5 年	・処分案 ・理由

。)に関す る重要な 緯 (4)補助金等(補助金予の 執行関する 大で関する ははは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、 は	イ) ②交付のための決裁 文書その他交付に 至る過程が記録さ	交付に係 る事了に保 日 特定日 後5年	・交付規則・交付要綱・実施要領・審査要領・選考基準・審査案・理由
の補助金等 をいう。以 下同じ。) の交付に関 する 経緯 (5)不服申立て に関する審	①不服申立書又は口 頭による不服申立 てにおける陳述の	裁定のかる	・実績報告書 ・不服申立書 ・録取書
の他の重要な経緯	書(十四の項イ) ②審議会等文書(十四の項ロ) ③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十四の項ハ)	に係る特定日 4 1 0 年	 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料 ・答申、建議、意見 ・弁明書 ・反論書 ・意見書

	(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の他のするに関する経典をいまる。	·	訴訟が終 結する特 に係る特 10年	 ・裁決・決定書 ・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等 調書
10 1 0 1511	(1) \(\tau \) The \(\tau \) \(③判決書又は和解調書(十五の項ハ)	1.05	・書証・判決書・和解調書
12 法人の権利 義 び その経 線	第2条第8 号ロの審査 基準、同分基 準、の同号基 の行政指 が行政が 指針及び条の 法第6条の	十の項) ②立案の検討に関す る調査研究文書(10年	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

関する重要な経緯	④行政手続法第2条第8号日号のの日号を表している。事準準政者のの日子を表している。事業のののでは、事業のののでは、事業のののでは、事業ののでは、事業のののでは、事業ののののでは、事業ののののでは、事業のののののでは、事業のののののでは、事業のののののでは、事業ののののののでは、事業のののののでは、事業ののののでは、事業のののでは、事業ののののでは、事業のののののでは、事業ののののでは、事業ののののでは、事業のののでは、事業のののでは、事業のののでは、事業のののでは、事業のののでは、事業のののでは、事業のののでは、事業のののでは、事業のののでは、事業のののでは、事業のののでは、事業のののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業ののでは、	1宮書移置べをもるは等がるる以の内館管をき定の。許の消日特後年公へのとこめに)認効滅に定5(文の措るとた限又可力す係日年	 ・審査基準案・処分 基準案・行政指導 指針案 ・標準処理期間案 ・審査案 ・理由
(3)不利益処分 に関する重 要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他 当該処分に至る過程 が記録された文書(十二の項)	処分がされる日に係る特定日以後5年	・処分案・理由
(4)補助金等の 交付(地方 公共団体に	①交付の要件に関す る文書(十三の項 イ)	交付に係 る事業が 終了する	・交付規則・交付要 綱・実施要領 ・審査要領・選考基

対する交付		日に係る	準
を含む。)	②交付のための決裁	特定日以	<u>・</u> 審査案
に関する重	文書その他交付に	後5年	・理由
要な経緯	至る過程が記録さ		
	れた文書(十三の		
	項口)		
	② 特里市 类 公 中 体 却		安 建
	③補助事業等実績報		・実績報告書
	告書(十三の項ハ		
	/	15.51	
	①不服申立書又は口	裁決、決	・不服申立書
に関する審		定その他	・録取書
	てにおける陳述の	の処分が	
ける検討その他の重要			
な経緯	書(十四の項イ)	に係る特 定日以後	
は発生が	②審議会等文書(十	10年	・諮問
	四の項ロ)	1 0 4	・議事の記録
			・配布資料
			・答申、建議、意見
	③裁決、決定その他		・弁明書
	の処分をするため		・反論書
	の決裁文書その他		・意見書
	当該処分に至る過		
	程が記録された文		
	書(十四の項ハ)		
	全型工具工工工工		44. 法与妻
	④裁決書又は決定書 (土四の項こ)		・裁決・決定書
	(十四の項ニ)	ニビニハ ついんか	=r√1.h
(6)国又は行政	①訴訟の提起に関す	訴訟が終	・訴状
機関を当事	る文書(十五の項	結する日	・期日呼出状
者とする訴訟の担却る	イ)	に係る特	
訟の提起そ の他の訴訟	②訴訟における主張	定日以後 10年	・答弁書
に関する重	又は立証に関する	1 0 4	・準備書面
要な経緯	文書(十五の項ロ		・各種申立書
タ な作工作)		・口頭弁論・証人等
			調書

					±+∴⊤
					・書証
			③判決書又は和解調		・判決書
			書(十五の項ハ)		・和解調書
職員	の人事に関す	る事項			
13	職員の人事	(1)人事評価実	①立案の検討に関す	10年	・外国・地方公共団
	に関する事	施規程の制	る調査研究文書(体・民間企業の状
	項	定又は変更	十六の項イ)		況調査
		及びその経			・関係団体・関係者
		緯			のヒアリング
			②制定又は変更のた		・規程案
			めの決裁文書(十		
			六の項ロ)		
			③制定又は変更につ		・協議案
			いての協議案、回		・回答書
			答書その他の内閣		
			総理大臣との協議		
			に関する文書(十		
			六の項ハ)		
			<u></u> ④軽微な変更につい		<u>・報告書</u>
			ての内閣総理大臣		
			に対する報告に関		
			する文書(十六の		
			項二)		
		 (2)職員の研修	①計画の立案に関す	3年	・外国・地方公共団
		の実施に関	る調査研究文書(体・民間企業の状
		する計画の	十七の項)		況調査
		立案の検討			・関係団体・関係者
		その他の職			のヒアリング
		員の研修に	②計画を制定又は改		・計画案
		関する重要	を計画を制定文は以 廃するための決裁		11 凹苯
		な経緯	文書(十七の項)		
			③職員の研修の実施		・実績
			状況が記録された		
			文書(十七の項)		

		の許可に関 する重要な 経緯 (4)退職手当の 支給に関す	職員の兼業の許可の 申請書及び当該申請 に対する許可に関す る文書(十八の項) 退職手当の支給に関 する決定の内容が記 録された文書及び当 該決定に至る過程が 記録された文書(十 九の項)	3 支そ支すをとるはい長給の給る行が期5ずい制他に処うで間年れ期限の関分こき又のか間	・申請書・承認書・調書
その	 他の事項	<u> </u>			
14	告示、訓令 及び通達の 制定又は改 廃及びその 経緯	(1)告示の立案 の検討その 他の重(1の 項はから13の 項まるの でもの 除く。)	·	10年	 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終 終報告、建議、提言
			②立案の検討に関す る調査研究文書 (二十の項イ) ③意見公募手続文書 (二十の項イ)		・外国・地方公共団 体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者 のヒアリング ・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見を考慮し た結果及びその理 由

		達の立案の 検討その他 の重要な経 緯(1の項 から13の項	 ④制定又は改廃のための決裁文書(二十の項ロ) ⑤官報公示に関する文書(二十の項ハ) ①立案の検討に関する調査研究文書(二十の項イ) ②制定又は改廃のた 	10年	・告示案 ・官報 ・外国・地方公共団 ・休・民間企業の状 ・況調査 ・関係団体・関係者 のヒアリング ・訓令案・通達案
		までに掲げ るものを除 く。)	めの決裁文書(二十の項ロ)		・行政文書管理規則 案 ・公印規程案
1.5	マゲコッパ	/a\that that		1.05	
15	予算及び決算に関する事項	(1)歳、繰及務のす作のす経成とのでは、大きのでは、ままのでは、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	為の見積に関する 書類並びにその作 製の基礎となった 意思決定及び当該 意思決定に至る過	10年	・概算要求の方針・大臣指示・政務三役会議の決定・省内調整・概算要求書
		に掲げるも のを除く。)	②財政法(昭和22年 法律第34号)第20 条第2項の予定経 費要求書等並びに その作製の基礎と なった意思決定及 び当該意思決定に 至る過程が記録さ		・予定経費要求書 ・継続費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為 要求書 ・予算決算及び会計 令(昭和22年勅令 第165号)第12条

		れた文書(二十一 の項ロ)		の規定に基づく予 定経費要求書等の
				各目明細書
		③①及び②に掲げる		・行政事業レビュー
		もののほか、予算		・執行状況調査
		の成立に至る過程		
		が記録された文書		
		(二十一の項ハ)		
		④歳入歳出予算、継		・予算の配賦通知
		続費及び国庫債務		
		負担行為の配賦に		
		関する文書(二十		
		一の項二)		
	(2)歳入及び歳	①歳入及び歳出の決	5年	・歳入及び歳出の決
	出の決算報	算報告書並びにそ		算報告書
	告書並びに			・国の債務に関する
	国の債務に			計算書
	関する計算			・継続費決算報告書
	書の作製そ			・歳入徴収額計算書
	の他の決算	, , , , ,		・支出計算書
	に関する重	[項イ)		・歳入簿・歳出簿・
	要な経緯(支払計画差引簿
	5 の項(2)及			・徴収簿
	び(4)に掲げ			・支出決定簿
	るものを除			・支出簿
	〈。)			・支出負担行為差引
				簿
				・支出負担行為認証
				官の帳簿
		②会計検査院に提出		・計算書
		又は送付した計算		・証拠書類
		書及び証拠書類((※会計検査院保有
		二十二の項ロ)		のものを除く。)
,		7		

			③会計検査院の検査 を受けた結果に関 する文書(二十二 の項ハ) ④①から③までに掲 げるものほか、 決算の提出に至る 過程が記録された 文書(二十二の項 二) ⑤国会における決算 の審査に関する文		・意見又は処置要求 (※会計検査院保有 のものを除く。) ・調書 ・警告決議に対する 措置
			書(二十二の項ホ		・指摘事項に対する 措置
16	機構及び定員に関する事項	の要求に関す	機構及び定員の要求 に関する文書並びに その基礎となった意 思決定及び当該意思 決定に至る過程が記 録された文書(二十 三の項)	10年	・大臣指示・政務三役会議の決定・省内調整・機構要求書・定員要求書・定員合理化計画
17	独立行政法人等に関する事項	(1)独人平律)法に目行則第定研立通成第そ律よ標政法3す究政法年号の定期立通条規立法の定期立通条規立法		10年	 ・外国・地方公共団体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・中期目標案 ・中期計画・年度計画・事業報告書

		人は標4す行っ目こい)はす検の緯に中、項る法て標のての変る討重あ長同に行人は。項同制更立そ要っ期条規政に年以にじ定に案のなて目第定執あ度下お。又関の他経	項に規定する行政 執行法人にあって は事業計画)、事 業報告書その他に 関し書の達成に 関し法律の規定に 基づきより提出され た文書(二十四の		
		(2)独立のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	めの決裁文書その 他指導監督に至る 過程が記録された	5年	・報告・検査・是正措置の要求・是正措置
10			十五の項ロ)		BB NU (ca /da
18	政策評価に関する事項	行政機関が行 う政策の評価 に関する法律 (平成13年法 律第86号。以 下「政策評価	①政策評価法第6条 の基本計画又は政 策評価法第7条第 1項の実施計画の 制定又は変更に係 る審議会等文書(10年	・開催経緯 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間報告、最終報 告、提言

法」という。	二十六の項イ)	
)第6条の基	②基本計画又は実施	・外国・地方公共団
本計画の立案	計画の制定又は変	体・民間企業の状
の検討、政策	更に至る過程が記	況調査
評価法第10条	録された文書(二	・関係団体・関係者
第1項の評価	十六の項イ)	のヒアリング
書の作成その		++ 1, =1 -+-+
他の政策評価	③基本計画の制定又	・基本計画案
の実施に関す	は変更のための決	・通知
る重要な経緯	裁文書及び当該制	
	定又は変更の通知	
	に関する文書(二	
	十六の項イ)	
	④実施計画の制定又	・事後評価の実施計
	は変更のための決	画案
	裁文書及び当該制	通知
	定又は変更の通知	
	に関する文書(二	
	十六の項イ)	
	⑤評価書及びその要	・評価書
	旨の作成のための	・評価書要旨
	決裁文書並びにこ	
	れらの通知に関す	
	る文書その他当該	
	作成の過程が記録	
	された文書(19の	
	項に掲げるものを	
	除く。)(二十六	
	の項ロ)	
	⑥政策評価の結果の	・政策への反映状況
	政策への反映状況	案
	の作成に係る決裁	・通知
	文書及び当該反映	
	状況の通知に関す	
	る文書その他当該	

			作成の過程が記録 された文書 (二十 六の項ハ)		
19	公共事業の実施に関する事項	直轄実践とれる。主は、協議できませる。とれる。主は、協議できる。とれる。主は、協議できる。とれる。主は、協議できる。とれる。主は、協議できる。とは、は、協議できる。とは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	①立案基礎文書(二 十七の項イ) ②立案の検討に関す る審議会等文書(二十七の項イ)	事のる以又評のる以年れ期業日特後は価日特後のか間終に定5事終に定1い長了係日年後了係日0ずい	 ・基本方針 ・基本計画 ・条約束 ・大政定 ・開催器 ・講の決定 ・開間の資料 ・主報 ・基本 ・主報 ・主報 ・主報 ・主報 ・主報 ・主報 ・主報 ・基本 ・主報 ・主報 ・基本 ・主報 ・主義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			③立案の検討に関す る調査研究文書(二十七の項イ)		・外国・地方公共団 体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者 のヒアリング ・環境影響評価準備 書 ・環境影響評価書
			④政策評価法による事前評価に関する文書(二十七の項へ)⑤公共事業の事業計画及び実施に関する事項についての関係行政機関、地		・事業評価書 ・評価書要旨 ・協議・調整経緯

20	栄典又は表	栄典又は表彰	方公関係 一大の関は書り 一本の関は書り 一本の関は書り 一本の関は書り 一本の関は書り 一本ののではののではのののではのののではのののででのでででででででででででででいます。 一本の関とに、これででででででできます。 一のでででできません。 一のでででできません。 一のでででできません。 一のでででできません。 一のででできません。 一のでででできません。 一のでででできません。 一のででできません。 一のででできません。 一のででできません。 一のででできままます。 一のででできません。 一のででできません。 一のででできません。 一のででできません。 一のででできません。 一のででできません。 一のででできません。 一のでできます。 一のでできまません。 一のでできままます。 一のででできまます。 一のでできまままます。 一のでできままままままままままままままままままままままままままままままままままま	10年	 ・実施案 ・経費積 ・経費書 ・光経様 ・光本選挙 ・工事に ・工事に ・工事に ・事業に ・事業に ・事業に ・事業に ・事業に ・事業に ・事業に ・選者基準
20	栄典又は表 彰に関する 事項	の授与又は剥 奪の重要な経	栄典又は表彰の授与 又は剥奪のための決 裁文書及び伝達の文 書(二十八の項)	10年	・選考基準・選考案・伝達・受章者名簿
21	国会及び審 議会等にお ける審議等 に関する事 項		国会審議文書(二十 九の項)	10年	・議員への説明・趣旨説明・想定問答・答弁書・国会審議録

		(2)審議会等(1の項から 20の項まで に掲げるも のを除く。)		10年	 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終 終報告、建議、提言
22	文書の管理 等に関する 事項	文書の管理等	①行政文書ファイル 管理簿その他の業 務に常時利用する ものとして継続的 に保存すべき行政 文書(三十の項)	常用(無期限)	・行政文書ファイル管理簿
			②取得した文書の管 理を行うための帳 簿(三十一の項) 等	5年	・受付簿 ・第22条第3項に規 定する事項を記録 した文書
			③決裁文書の管理を 行うための帳簿(三十二の項)	30年	・決裁簿
			④行政文書ファイル 等の移管又は廃棄 の状況が記録され た帳簿(三十三の 項)	20年	・移管・廃棄簿
23	皇室会議及 び皇室経済 会議に関す る事項	皇室会議及び 皇室経済会議 の議決並びに その重要な経 緯	①会議の議決に係る 案の立案基礎文書 ②会議に検討のため の資料として提出 された文書	30年	・基本方針・配布資料
			③会議の議決の内容 が記録された文書		・決定・了解文書

	T. 2	I	T		
24	行幸啓等に関する事項	行幸啓等の重 要な経緯及び 実施状況	決定経緯及び実施状況が記録された文書	30年	・御日程の決裁文書・行幸啓先に関する 資料・実施記録
25	儀式、拝謁 、賜与等に 関する事項	儀式、拝謁、 賜与等の重要 な経緯及び実 施状況	決定経緯及び実施状況が記録された文書	30年	・式次第、配役・参列者等の決裁文書・拝謁に関する決裁文書・賜与に関する決裁文書・実施記録
26	外国交際に 関する事項	外国交際の重 要な経緯及び 実施状況	決定経緯及び実施状 況が記録された文書	30年	・御日程の決裁文書・御訪問先に関する 資料・御会見等に関する 決裁文書・実施記録
27	皇室用財産 の管理に関 する事項	皇室用財産に 関する工事の 計画の立案に 関する検討、	①立案基礎文書 ②立案の検討に関す る審議会等文書	事業終了 の日に係 る特定日 以後5年	・基本方針・基本計画・開催経緯・議事の記録
		関係者との協 議又は調整及 び施工その他 の重要な経緯	③立案の検討に関す		・配布資料 ・中間報告、最終報 告、建議、提言 ・調査報告書
			る調査研究文書 ④関係行政機関、地 方公共団体及びそ の他関係者との協 議又は調整に関す る文書		・調査研究資料・協議・調整経緯
			⑤工事を実施するた めの決裁文書		・実施案

			⑥工事の経費積算が 記録された文書そ の他の入札及び契 約に関する文書⑦工事誌、事業完了 報告書その他の工		・経費積算・仕様書・業者選定基準・入札結果・工事誌・事業完了報告書
			事の施工に関する		
			文書		
28	契約に関す	契約に関する	契約に関する決裁文	契約が終	・協議
	る事項	重要な経緯(書及びその他契約に	了する日	・調整経緯
		15の項(2)及び	至る過程が記録され	に係る特	
		27の項に掲げ	た文書	定日以後	
		るものを除く		5年	
		。)			

備考

- 一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - 1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に 係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書
 - 2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合(この表において「審議会等」という。)に検討のための資料として提出された文書及び審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書
 - 3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書
 - 4 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する 行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政 文書
 - 5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書
 - 6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書
 - 7 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、 国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文

書

- 8 関係行政機関の長で構成される会議(これに準ずるものを含む。) 閣僚委員会、 副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等(国務大臣、副大臣、大臣政務官その 他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。)で構成される会議
- 9 省議(これに準ずるものを含む。) 省議、政務三役会議その他の一の行政機関の 大臣等で構成される会議
- 10 特定日 第14条第12項(施行令第8条第9項)の保存期間が確定することとなる日(19の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日、27の項にあっては、事業終了の日)の属する年度の翌年度の4月1日(当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日)
- 二 職員の人事に関する事項について、内閣官房令又は人事院規則の規定により保存期間 の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令又は人事院規則の規定による。
- 三 本表の第3欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに 事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示して いるものであることから、同欄における「過程が記録された文書」は、当該行政機関に おける重要な経緯が記録された文書である。
- 四 本表各項の第4欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第2欄に掲げる 業務を当庁が主管する場合に適用するものとする。
- 五 本表各項の第5欄に掲げる具体例は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から作成が必要な行政文書の例を示しているものであって、同欄に記載の文書のみを保存すれば必要十分であることを意味するものではない。
- 六 本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該 文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるもの とする。

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方

法第1条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、法第4条において、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下の【I】~【IV】のいずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には宮内公文書館に移管するものとする。

- 【I】 国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、 実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- 【II】 国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅲ】 国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- 【IV】 国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)~(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

- (1) 業務単位での保存期間満了時の措置
 - ① 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表(用語の意義は、別表第1の用語の意義による。)の右欄のとおりとする。

	事 項	業務の区分	保存期間満了時の措置
法	令の制定又は改	廃及びその経緯	
1	法律の制定又	(1)立案の検討	移管
	は改廃及びそ	(2)法律案の審査	
	の経緯	(3)他の行政機関への協議	
		(4)閣議	
		(5)国会審議	
		(6)官報公示その他の公布	
		(7)解釈又は運用の基準の設定	

2	条約その他の	(1)締結の検討	移管(経済協力関係等で定
	国際約束の締	(2)条約案の審査	型化し、重要性がないもの
	結及びその経	(3)閣議	は除く。)
	緯	(4)国会審議	
		(5)締結	
		(6)官報公示その他の公布	
3	政令の制定又	(1)立案の検討	移管
	は改廃及びそ	(2)政令案の審査	
	の経緯	(3)意見公募手続	
		(4)他の行政機関への協議	
		(5)閣議	
		(6)官報公示その他の公布	
		(7)解釈又は運用の基準の設定	
4	内閣府令、省	(1)立案の検討	移管
	令その他の規	(2)意見公募手続	
	則の制定又は	(3)制定又は改廃	
	改廃及びその	(4)官報公示	
	経緯	(5)解釈又は運用の基準の設定	
閣議	、関係行政機関	の長で構成される会議又は省議(これ	らに準ずるものを含む。)
の決	定又は了解及び	その経緯	
5	閣議の決定又	(1)予算に関する閣議の求め及び予算	移管
	は了解及びそ	の国会提出その他の重要な経緯	
	の経緯	(2)決算に関する閣議の求め及び決算	
		の国会提出その他の重要な経緯	
		(3)質問主意書に対する答弁に関する	
		閣議の求め及び国会に対する答弁	
		その他の重要な経緯	
		(4)基本方針、基本計画、白書その他	
		の閣議に付された案件に関する立	
		案の検討及び閣議の求めその他の	
		重要な経緯(1の項から4の項ま	
		で及び5の項(1)から(3)までに掲げ	
		るものを除く。)	

6	関係行政機関の長で構成された会議(るの項を会議)のの項にのの項にのの項にの対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	関係行政機関の長で構成される会議 の決定又は了解に関する立案の検討 及び他の行政機関への協議その他の 重要な経緯	移管
7	省議(これに 準ずるもので 含む。こで同じ 。)の決定 は了解及び の経緯	省議の決定又は了解に関する立案の 検討その他の重要な経緯	移管
	の行政機関によ 設定及びその経	る申合せ又は他の行政機関若しくは地 緯	方公共団体に対して示す基
8	複数の行政機 関による申合 せ及びその経 緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	移管
9	他の行政機関 に対して示す 基準の設定及 びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その 他の重要な経緯	移管
10	地方公共団体 に対して示す 基準の設定及 びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その 他の重要な経緯	移管
個人	又は法人の権利	義務の得喪及びその経緯	
11	個人の権利義 務の得喪及び その経緯	(1)行政手続法第2条第8号ロの審査 基準、同号ハの処分基準、同号二 の行政指導指針及び同法第6条の	移管

		標準的な期間に関する立案の検討 その他の重要な経緯	
		(2)許認可等に関する重要な経緯	以下について移管(それ以 外は廃棄。以下同じ。) ・国籍に関するもの
			廃棄
		(4)補助金等の交付に関する重要な経 緯	以下について移管 ・補助金等の交付の要件に 関する文書
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの
		(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政 策立案等に大きな影響を 与えた事件に関するもの
12	法人の権利義 務の得喪及び その経緯	(1)行政手続法第2条第8号ロの審査 基準、同号ハの処分基準、同号二 の行政指導指針及び同法第6条の 標準的な期間に関する立案の検討 その他の重要な経緯	移管
		(2)許認可等に関する重要な経緯	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等の設立・廃止等及び指導・監督等に関するもの
		(3)不利益処分に関する重要な経緯	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信事

		(4)補助金等の交付(地方公共団体に 対する交付を含む。)に関する重 要な経緯	業その他の特に重要な公 益事業に関するもの ・公益法人等及び公益信託 に関するもの 以下について移管 ・補助金等の交付の要件に 関する文書 ・補助事業等実績報告書に 関するもの
		(5)不服申立てに関する審議会等にお ける検討その他の重要な経緯	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの
		(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を 与えた事件に関するもの
職員	の人事に関する	事項	
13	職員の人事に 関する事項	(1)人事評価実施規程の制定又は変更 及びその経緯	移管
		(2)職員の研修の実施に関する計画の 立案の検討その他の職員の研修に 関する重要な経緯 (3)職員の兼業の許可に関する重要な 経緯 (4)退職手当の支給に関する重要な経 緯	廃棄 ※別表第1の備考二に掲げ るものも同様とする。(ただし、閣議等に関わる ものについては移管)
み の	 他の事項	<u> </u>	
14		(1)生元の立安の絵封えの地の重画と	
14	告示、訓令及 び通達の制定 又は改廃及び	(1)告示の立案の検討その他の重要な 経緯(1の項から13の項までに掲 げるものを除く。)	廃棄

15	その経緯で関する事項	(2)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。) (1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯(5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。)	以・行の制裁 下財定書を他れ付類財定基礎決が大要記け経動のを対し合うのは、
		(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに 国の債務に関する計算書の作製そ の他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除 く。)	以下について移管 ・財政法第37条第1項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大臣に送付した歳入及び歳出の決算報告書並

			びに国の債務に関する計算書を含まる。)・財政に国の債務に関するのの規定を含まる。のの規定をのののののののののののののののののののののののののののののののののの
4.5	IAM IHE TO A SOLUTION	Welt Took Developed	I to little
16	機構及び定員		移管
	に関する事項	経緯	
17	独立行政法人	(1)独立行政法人通則法その他の法律	移管
	等に関する事	の規定による中期目標(独立行政	
	項	法人通則法第2条第3項に規定す	
		る国立研究開発法人にあっては中	
		長期目標、同条第4項に規定する	
		行政執行法人にあっては年度目標	
)の制定又は変更に関する立案の	
		検討その他の重要な経緯	
		の規定による報告及び検査その他	
		の指導監督に関する重要な経緯	

10 This is in a 18 This is in the control of the co	1
18 政策評価に関 政策評価法第6条の基本計画の立案 移管 する事項 の検討、政策評価法第10条第1項の	
評価書の作成その他の政策評価の実	
施に関する重要な経緯	
心に関する重安な経緯	
19 公共事業の実 直轄事業として実施される公共事業 以下について移管	
施に関する事 の事業計画の立案に関する検討、関 ・総事業費が特に	こ大規模な
項 係者との協議又は調整及び事業の施 事業(例:100	
工その他の重要な経緯) については、	事業計画
の立案に関する	る検討、環
境影響評価、事	事業完了報
告、評価書その	の他の重要
なもの	
・総事業費が大規	
(例:10億円以	,
いては、事業	
に関する検討、	
一 価書その他の特	寺に重要な
\$ O	
・工事誌	
20 栄典又は表彰 栄典又は表彰の授与又は剥奪の重要 以下について移管	<u></u>
に関する事項 な経緯 (5の項(4)に掲げるものを除 ・栄典制度の創設	殳・改廃に
く。)関するもの	
・叙位・叙勲・褒	豪章の選考
・決定に関する	3 8 0
・国民栄誉賞等特	寺に重要な
大臣表彰に関す	するもの
・国外の著名な表	長彰の授与
に関するもの	
	*
21 国会及び審議 (1)国会審議 (1の項から20の項まで 以下について移管	•
会等におけるに掲げるものを除く。)・大臣の演説に関	
審議等に関す ・会期ごとに作成	火される想
る事項 定問答	

		(2)審議会等(1の項から20の項までに掲げるものを除く。)	以下について移管 ・審議会その他の合議制の 機関(部会、小委員会等 を含む。)及び懇談会等 行政運営上の会合に関す るもの
22	文書の管理等 に関する事項	文書の管理等	以下について移管 ・移管・廃棄簿
23	皇室会議及び 皇室経済会議 に関する事項	皇室会議及び皇室経済会議の議決並 びにその重要な経緯	移管
24	行幸啓等に関 する事項	行幸啓等の重要な経緯及び実施状況	移管
25	儀式、拝謁、 賜与等に関す る事項	儀式、拝謁、賜与等の重要な経緯及 び実施状況	移管
26	外国交際に関 する事項	外国交際の重要な経緯及び実施状況	移管
27	皇室用財産の 管理に関する 事項	皇室用財産に関する工事の計画の立 案に関する検討、関係者との協議又 は調整及び施工その他の重要な経緯	移管
28	契約に関する 事項	契約に関する重要な経緯(15の項(2) 及び27の項に掲げるものを除く。)	廃棄

② 以下の左欄の事項に係る歴史公文書等の具体例は、右欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等を移管することとする。

事項	歴史公文書等の具体例
各行政機関において実施・運用している	・基本計画
制度(例:政策評価、情報公開、予算・	・年間実績報告書等
決算、補助金等、機構・定員、人事管理	・施行状況調査・実態状況調査
、統計等)について、制度を所管する行	・意見・勧告
政機関による当該制度の運用状況の把握	・その他これらに準ずるもの
等に関する事項	

国際会議	・国際機構(IMF、ILO、WHO等)に関する会議又は閣僚が出席した会議等であって、重要な国際的意思決定が行われた会議に関する準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書
国際協力・国際交流	・政府開発援助及び国際緊急援助の基本的な方針、計画、実施及び評価に関する文書 ・国賓等の接遇に関する文書のうち重要なもの
統計調査	・基幹統計調査の企画に関する文書及び調査報告書・一般統計調査の調査報告書
その他の事項	・年次報告書・広報資料・大臣記者会見録・大臣等の事務引継書

(2) 政策単位での保存期間満了時の措置

① 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な 影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特 に重要な政策事項等に関するものについては、1の基本的考え方に照らして、(1)① の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

(災害及び事故事件への対処)

激甚災害指定を受けた災害に関するもの、腸管出血性大腸菌O157や新型コロナウイルス感染症など大流行により社会的な影響をもたらした感染症等に関するもの、日本航空123便の御巣鷹山墜落事故、ナホトカ号油流出事故など甚大な被害を始め社会や環境に大きな影響をもたらした事故に関するもの、地下鉄サリン事件(オウム真理教対策)など社会やその後の政策に大きな影響をもたらした事件に関するもの

(我が国における行政等の新たな仕組みの構築)

中央省庁等改革、不良債権処理関連施策、情報公開法や公文書管理法のように行 政機関に共通して適用される法制度の創設、天皇の退位、新たな省庁の設置等

(国際的枠組みの創設)

気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催、2020年

東京オリンピック・パラリンピック等

(革新的又は先進的な技術の研究開発)

スーパーコンピュータ、衛星技術等

② 領土・主権に関連する文書については、1の【IV】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

なお、「領土・主権に関連する文書」とは、北方領土及び竹島に関する我が国の基本的立場及び対応に関して作成又は取得した文書のみならず、北方領土及び竹島に関する情報を記載又は記録をした海洋、漁業、鉱物資源及び環境に関する調査その他の調査、教育、地図の作成、航海その他の施策に関する文書も指す。また、尖閣諸島に関しては、領土問題ではないものの、同様の考え方に基づき対処する。

(3) 昭和27年度までに作成・取得された文書

昭和27年度までに作成・取得された文書(日本国との平和条約(昭和27年条約第5号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」)公布までに作成・取得されたものをいう。当時において行政機関の職員に作成・取得されたものに限らない。)は、現下の行政制度と大きく異なる制度の下で作成・取得されたものであることから、我が国の来歴を知る上で重要な情報が記録された希少な文書といえるため、全て移管するものとする。

(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、 特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指 定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏ま え、移管・廃棄の判断を行うものとする。

- (5) (1)から(4)に記載のない文書
 - (1)から(4)に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、個別に判断するものとする。
- (6) 注意事項
 - ① 「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等はすべて移管する こととする。ただし、まとめ直しを行った上で、改めて保存期間満了時の措置を設 定することは可能とする。
 - ② 移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行うものとする。
 - ③ 保存期間満了時の措置が「廃棄」とされている行政文書ファイル等についても、 1の【I】~【IV】に該当すると判断される場合には、移管すべきものである場合 がある(例:直轄事業として実施される総事業費10億円未満の公共事業であって も、歴史的に重要な建造物を修繕した場合や、国会で議論され、国民の関心事項と

なった事柄等)。また、当初「廃棄」とした行政文書ファイル等についても、保存期間中に生じた出来事などによって歴史的重要性を帯びる可能性があり、その場合には、保存期間満了時の措置を「移管」に変更する必要がある。

④ 移管することとされた文書に関連する広報資料については、移管文書の理解に資するため、必ず当該移管する文書を含む行政文書ファイル等に合わせてまとめ、移管することとする。